

いのちまもる医療労働者として 「戦争法」廃止を求める決議(案)

安倍政権は、国民の圧倒的な反対の声を無視して9月19日未明、参議院本会議で、「安全保障関連法」を強制成立させました。

この法には「平和」という言葉が散りばめられています。しかし、その中身はあらゆる場合に自衛隊が海外に出動し、「いつでも、どこでも、切れ目なく」他国の戦争に介入し、武力を行使できるようにするものであり、まさに日本を「戦争する国」に変える「戦争法」です。

日本弁護士連合会ははじめ、圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官や最高裁判事らが、「憲法違反」と断じ、労働者、学生、学者・研究者、母親、文化人など世代と立場を超えた人々が反対の声をあげ、審議すればするほど国民の批判が高まり続ける中での強行でした。しかし、そもそも憲法違反であるこの法は、強行成立させたとしても無効であり、同時に、議論の進め方や成立までの過程における民主主義とはかけ離れた独裁的手法も断じて許すことはできません。

私たちは、戦争に動員された先輩たちの苦い経験から、「ふたたび戦場の血で白衣を汚さない」を合言葉に、平和な社会をつくる運動にとりくんできました。軍備を増強し、戦争に向かう時、人権が制約され、社会保障が削られます。平和は私たちの要求を実現するための土台であり、日本と世界の平和にとって、民のいのちを守り、生きることを支える医療労働者として、この「戦争法」の廃止を求め、社会保障を拡充して安全・安心の医療・介護の実現をめざす運動の先頭に立ち、ひきつづき奮闘することを決意します。

2015年10月8日

全医労川棚支部執行委員会

黒木由美 北村佳晃 松山栄味子
力石美香 山本恵里香 宮田 研